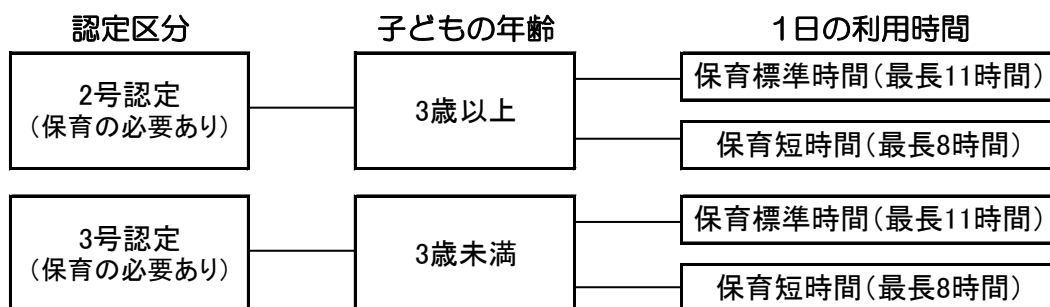


令和元年度 保育所の利用について

平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」のスタートにより、保育所の利用方法が一部変更となります。利用者の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。
 なお、令和元年10月から延長保育料無料の時間帯が変更となります。

1. 保育の必要性の認定 <保育を利用する際には、あらかじめ認定を受ける必要があります>



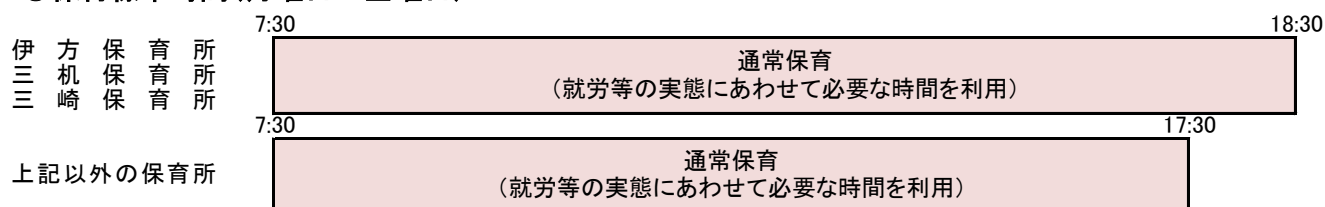
2. 保育の必要量 <就労時間などに応じて2つに区分し、利用時間や保育料も異なります>

区分	要件	保育時間(平日)
保育標準時間 (11時間利用)	両親ともに1ヶ月の就労時間が120時間以上 (フルタイムの就労を想定)	7時30分～18時30分 ※但し、一部の保育所は17時30分まで
保育短時間 (8時間利用)	両親またはいずれかの1ヶ月の就労時間が48時間以上120時間未満 (パートタイムの就労を想定)	8時00分～16時00分

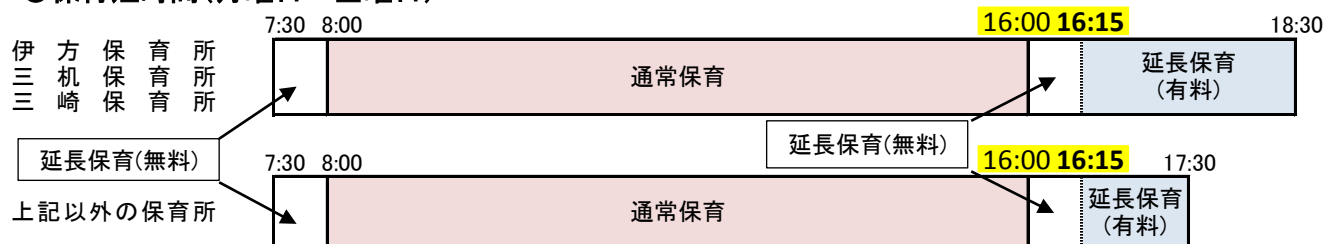
- 「妊娠・出産」、「災害復旧」、「虐待・DV」を理由とする場合は、**保育標準時間**となります。
- 「求職活動」、「育児休業」を理由とする場合は、**保育短時間**となります。
- 「疾病・障害」、「親族の介護・看護」、「就学」などを理由とする場合は、世帯の状況により判断します。
- **保育標準時間に該当する場合でも、希望により保育短時間とすることも可能です。**(保育料が異なります)
- 保育短時間の方が、8時間を超えて保育を利用する場合は、延長保育となり、原則、別途利用料が必要となります。

3. 保育時間

○保育標準時間(月曜日～金曜日)

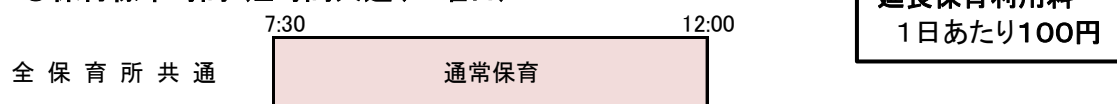


○保育短時間(月曜日～金曜日)



※延長保育の利用を希望する場合は、あらかじめ届出が必要です。

○保育標準時間・短時間共通(土曜日)



3. 給食費（2号認定）4月1日時点で3歳以上

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタートし、3歳以上の児童については、給食費(主食費(お米)・副食費(おかず・おやつ))のみの負担となります。伊方町では町独自の取り組みとして主食費については一律免除とします。

- 1 給食費月額 4,500円(1人当たり)
- 2 給食費免除世帯 市町村民税所得割額57,700円未満の世帯
 - ◎ ひとり親等の世帯は町民税額77,101円未満は無料となります。
 - ◎ きょうだいと同時に入所している場合、3人目以降の子どもは無料となります。

4. 保育料（3号認定）4月1日時点で3歳未満

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタートし、3歳未満の児童については、保育料の見直しはありませんが、町独自の取り組みとして、3歳以上の児童と同水準の負担とするために市町村民税所得割額57,700円以上の世帯の保育料を一律4,500円とします。

令和元年度 伊方町利用者負担基準額表

単位:円

階層区分		保育料基準額(月額)	
		保育標準時間 7時30分～18時30分 ※九町・大浜・大久は 17時30分まで	保育短時間 8時00分～16時00分
1	生活保護世帯等	0	0
2-1	市町村民税非課税世帯	0	0
3-1	48,600円未満	0	0
4-1	57,700円未満 ひとり親等の世帯(77,101円未満)	0	0
4-2	72,800円未満	4,500	4,500
4-3	97,000円未満	4,500	4,500
5-1	133,000円未満	4,500	4,500
5-2	169,000円未満	4,500	4,500
6-1	235,000円未満	4,500	4,500
6-2	301,000円未満	4,500	4,500
7	397,000円未満	4,500	4,500
8	397,000円以上	4,500	4,500

- ◎ きょうだいと同時に入所している場合、2人目の子どもは基準額の半額、3人目以降の子どもは無料となります。
- ◎ 子どもは別居している場合でも親が監護していれば算定の対象となります。

幼児教育・保育の無償化により保育料自体が見直されることから、今回のみ10月が保育料の切り替え時期となります。来年度以降は、毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

